

## 平成29年第13回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成29年11月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 平成29年11月10日(金) 午後3時31分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
5番 河田 直樹	6番 高杉 通夫
7番 佐野 年昭	9番 高田 稔
10番 定井 正雄(会長)	11番 梶谷 範雄
12番 野瀬 秀子	13番 横田 幸則
14番 高谷 均(農政担当)	15番 本行 逸

欠席 1人

8番 能登谷 和正

5 出席を求めた農地利用最適化推進委員

3人

伊丹 良夫 浅野 信之 小西 安彦

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝

7 議事録署名委員

14番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第50号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第51号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第53号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第54号 農地利用集積計画案について

報告第33号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

一部を除き原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(局長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、こんにちは。

大変、お忙しい中をご出席していただきありがとうございます。

農繁期もほぼ過ぎたのではないかと思います。もう少し残っている所もあるのではないかと思います。先日、ある農家の人とお話をする機会がありました。その方は15町ぐらい米の作付けをされており、あけぼのが11俵半できたということのお話を聞いております。皆様方も収穫についても苦労されたことと思います。今年の雨、農地については水が溜まり苦労されたのではないかと思います。

今日は、総社市の概要につきまして、先般、農林課から頂いた資料を読まさせていただきます。

総社市の人口が6万8千488人です。全国的に人口が減っている所が多いなか総社市は、人口が増えております。県下でも人口が増えているのは、岡山市、倉敷市、総社市などが増えています。総社市の世帯数は、2万6千930世帯あります。農家の戸数は2千707戸あるそうです。

農業委員、推進委員さんをやられて、今まで農家の戸数について、あまり関心がなかったのではないかと思います。私も資料を見まして、2千707戸しかないのかなと思っております。その中で、農地の面積が3千ヘクタールとなっていますけれど、遊休農地などが心配な状態になっております。水田では、稲作が中心ということでもあります。集落営農組織が増えておりまして、法人化が6法人であります。これから先は、個人個人がした場合を心配しています。各地域の方々の家々を見ると、非常に心配事があるのではなかろうかと。政府が言っているように、目の前に来ています。出来なくなる、止めた。止めた時に誰でもが耕作できる農地の状態にしておく必要があるのではないかと。

私の所は、改良事業で原営農組合でありますけれど、47町をほ場整備をしまして、850筆ありました。そのなかで、41町になりました。850筆が320筆になっています。バルブを緩めると高梁川の水が出るという作物が作りやすい状態になっています。色々な農地を見ると、止めた時に誰もが受けてくれるような農地になっているのかを心配しています。改良事業をしまして、作物が作り易い、あるいは止めた時に受けてくれる。このような農地にしておかなければ、水没してしまうのかなと心配をしています。また、組合組織にしておかないと、皆様方も、それ

それぞれの地域を見ていただいて、そのようなことも検討していただいて、農業委員、推進委員として、農地を守っていくことも踏まえていかなければならないのかなと思っています。

また、総社市のなかでは、軟弱野菜、白ネギ、ナスなどが人気ですが、特に桃、ブドウが盛んということで、多くの直売所があります。先般、笠岡市の会長とお話をするがありまして、花を栽培しているのですが市場が無くなって困っている。栽培にあたりましては、大きくすることか、個人的にやることか、中途半端なことでは出来ないということでもあります。皆様方も、米を作るのであれば、反あたりの収益が28万円を超えたい。一毛作では難しいとは思いますが、色々なことを考えながら、農地を大切にしていいただければと思います。

次に、総社市では改良事業が約49パーセントほどになっていますけど、吉備中央町では、おそらく98パーセントとなりますと、出来る所すべてということになるかと思っています。吉備中央町は中山間手当が、2億9千800万円ほどであります。総社市は860万円ほどであります。私が仕事の関係で吉備中央町へ行き思ったのが、法面がきれい。田がきれいという印象を持っています。私も地域で草刈りを一生懸命して、水内橋を渡ったら、きれいだと言われるように管理してやっています。皆様方も農地を大切にやっていただきたい。農地の利用につきましては、努力していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今より平成29年第13回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は、農業委員14名、欠席者は8番委員であります。農地利用最適化推進委員には、3名出席していただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

## 【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、14番委員、15番委員を指名いたします。

## 【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

## 【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よりお願いいたします。

## 【議案第50号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入らせていただきます。

議案第50号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第50号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

(農地担当)

今回は、2ページの27番、28番、それぞれの案件の申請人が市外の方になっています。  
申請者からの聞き取りを行うため、総会にお呼びしています。

この件につきまして、審議の進め方を次のようにさせていただきます。

最初に地元委員会から、対象農地の現状、耕作状況等について説明をしていただきます。その後、申請者に入室していただきまして、申請者への質疑、応答に入ります。まず最初に、申請人へ私から基本的なことの説明を求めます。それを受けた後に各委員からの質疑をしていただくように進めたいと思います。質疑が出尽くした後に申請者は退室していただきまして、通常の審議に入りたいと思います。このような流れで進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 【受付番号27番】

(農地担当)

それでは、27番、久米の農地につきまして地元委員の説明を求めます。

(4番委員)

渡し人の●●●●さんは高齢であります。農地の耕作は、すべて流動化契約で耕作をしてもらっています。親族は関与しておりません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、申請者の入室前に地元委員さんへ質問等ありましたらお願いいたします。

皆さんのお手元に申請書の写しをお配りしていますので、目を通していただければと思います。

(2番委員)

申請書の10アールあたりの数字が記載されているのですが、これはどういう意味でしょうか。

(主査)

農地を取得する10アールあたりの金額になります。

(2番委員)

農地代というのは、1反にこの金額を払うのですか。

借りるのでしょうか。

売買じゃないんでしょう。

(農地担当)

売買になります。

(2番委員)

1反がこの金額なんですか。

安すぎるのではないのですか。

(主査)

今回の場合、渡し人が農地をすべて処分したいということ。所有農地の一部を処分するのではな

く一括でということなので、このような金額になったものと思われます。

(2番委員)

この近辺の農地は、いくらぐらいするのですか。

(4番委員)

農地の場所によりますが、50万前後になろうかと思います。

(主査)

今回、条件の良い農地もあれば、そうでない農地もあります。それらを含めてということであり  
ます。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

それでは、入室していただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、入室をお願いいたします。

~~~~~ 【申請人 入室】 ~~~~~

(農地担当)

申請人の●●●●さんでよろしいでしょうか。

(申請人)

はい。

(農地担当)

今日は、出席していただきありがとうございます。

私は農地担当をしております。

よろしく願いいたします。

まず、私から基本的ことをいくつかお尋ねさせていただきます。

その後、委員からの質問にお答えをしていただくようになります。

なお、この総会は、議事録作成のため録音していますので、ご了承のほどお願いいたします。

(申請人)

はい。

(農地担当)

まず、●●●●さんは、現在、●●市に住んでおられます。今回の申請理由が新規就農となっています。今までの経歴等を含めて、自己紹介をお願いしたいと思います。

(申請人)

●●●●と申します。

よろしくお願ひいたします。

私は●●から移住して来まして、今年の5月まで総社市●●●●に家を借りて生活をしていました。その時に、1反の畑を借りることができまして、そこでメロンを中心として栽培をしています。今年から、サンロード吉備路で販売することができるようになりました。このようなことから、この地に住んで農業をしたいという思いから、畑の地主さんに相談したところ、久米に空き家の購入の話があるから聞いてみたらとのことから、今回の申請になったものであります。

これから、頑張って農業をやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

久米地区の農地取得であります。お話にありました空き家を購入し、そこへ移住するというところでよろしいでしょうか。

(申請人)

はい。

(農地担当)

これから営農を開始するというので、周辺農地を購入するということですね。

(申請人)

はい。

(農地担当)

今回、取得する農地の今後の予定されている作物、計画を教えてください。

(申請人)

売主に現地を案内してもらっていません。

地図を貰っていたので、私の方で場所を確認しました。

●●●●の周辺に畑をしている所があります。それと西阿曾に田があります。あと●●●●の下側に田があります。本来であればメロンを栽培したいのですが、田は畑にするのは難しいので、一部が畑になっている所でメロンを栽培して、残りは米を作りたいと思っています。

(農地担当)

農機具等の所有はどのようになっていますか。

(申請人)

耕運機はあります。

大きな機械は所有していません。

(農地担当)

今後、そろえる予定ですか。

(申請人)

そのように思っています。

(農地担当)

それでは、委員の方々から、質問があればお願いいたします。

(4番委員)

メロンを中心としたお話でしたが、栽培技術、経験は何年ぐらいになるのですか。

(申請人)

2009年から農業の世界に入りました。

最初は、1年ぐらい専門学校で農業を学びました。その後、茨城県で専門のメロン農家で約3年間修行に入りました。その後、各メロン農家の研修に入っていたんですが、総社で自分の借りられる農地があったので、実際に栽培し始めたのは2年目です。場所は、●●●●側の北になります。今年から販売ができるようになりました。

(4番委員)

メロンはハウス栽培の予定なのですか。

(申請人)

J Aの技術者の方に相談をしたところ、初期投資が高いのでベトコンハウスで栽培しようと思っています。

(4番委員)

予定では、畑として耕作できる所をメロン栽培ということなのでいいですか。

(申請人)

そうなります。

2反から3反を考えています。

(4番委員)

主な販売先は、サンロード吉備路ですか。

(申請人)

サンロードを中心として、岡山市に野菜を販売しているお店があります。総社市では、●●●●というレストランがあるのですが、そちらに出荷させていただいています。もう一件、市内の古民家を再生した●●●●へも売らせていただいています。あとは口コミになります。

(4番委員)

従事されるのは、義理の父、義理の母に協力してもらえるということですか。

(申請人)

義理の父、義理の母、妻になります。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

営農計画書を見ると、●●さんのところであれば、プロのところでは研修を受けられているのですが、後々は丸屋根を整備するつもりはあるのですか。

(申請人)

あります。

(農地担当)

分かりました。

推進委員さんからもありましたら、お願いいたします。

(伊丹委員)

●●さんが住まわれる予定である同じ住人です。

若い人が住むということは、大変喜んでます。

その中で、気になることがあります。それは、水田農業の経験があまりないということでありまして。家を拠点に砂川の外側、内側、西阿曾とかなり分散をしています。田んぼは見ましたか。

(申請人)

見ました。

正確な位置は、連れて行ってもらってないので分からないのですが。

(伊丹委員)

水田はそのまま利用できると思います。

畑の部分は、少し頑張ってもらわないといけないと思います。それと書類にも書かれているのですが、地元との約束ごとを守っていただくことはとてもありがたいことでもあります。これが一番なんです。農家同士のコミュニケーションが必要です。農家同士のルール、地区の決まりごと、例えば、田植え時の水なんです。私たちの地区は6月10日に決まっていることも知っておいてください。それから、地区の作業なんです。水路掃除の時には、自分の田に水路があったら、前もって草刈りを済ませておくルールがあります。私が心配なのは、田が分散しておるから、場所によっては道路を横断しなければならないので気をつけてください。

(申請人)

はい。

(伊丹委員)

若いことが魅力です。

頑張ってください。

(申請人)

ありがとうございます・

(農地担当)

他にありませんか。

(2番委員)

機械の購入予定に親族から借りるとするのは、近くに親族がいるのですか。

(申請人)

妻方の親族になります。

津山に住んでいます。

その方が、田んぼをやっています。機械を貸してくれるということです。

(2番委員)

津山から運ぶことが大変だと思うんですが。

(申請人)

運んでくれるということでありませう。

(2番委員)

分かりました。

伊丹委員も言っていました、申請書に書いてあることは絶対に守ってください。地元は困ると思うんです。是非ともお願いしたい。

(申請人)

分かりました。

今回、農地を借りるにあたり色々な役場に行ってみたんですが、まったく借りれなくて、借りれない期間が続いたのですが、地元のボランティア活動に参加していたら、地元の方の紹介をしていただいた。借りるのも大変であります。絶対に手放したくありません。

(10番委員)

若い方が来られて、推進委員さんも言われていたように地域も活性化すると思います。農業はとて厳しいんですが、お話を伺うと頑張るぞという意欲が感じられます。大きく言えば、総社の発展のために頑張っていたきたいと思います。

以上です。

(申請人)

ありがとうございます。

(農地担当)

他にありませんか。

(14番委員)

私は、山手地区を担当しています。

山手はメロンやセロリをハウスで栽培していたが、それを今は放置しているものがある。そのようなハウスを譲り受けたらどうですか。

(申請人)

お願いしたい。

(14番委員)

そのような所が結構あるので、ハウスは中古であるけれど安くすることができるのではないかとと思う。それと山手の生産者は、組合を作ってやっています。そのようなところへ加入してやってみ

てはいかがかなと思います。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

●●さん、この後、慎重に審議して判断をしますので、退席をしていただければと思います。  
本日は、ご苦勞様でした。

(申請人)

ありがとうございました。

~~~~~ 【申請人 退室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、審議に入ります。

申請者からの聴き取りによりまして、意見等ありましたらお願いいたします。

(2番委員)

新規就農なんですけど、メロンを相当の期間作られているのですが、新規就農でこの土地を買える  
のですか。

(主査)

下限面積の条件は満たしています。

今回の申請面積で下限面積を超えることになります。よって、申請の資格は有しています。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

申請人からの聴き取りから水稻の経験がない方ですので、今後、伊丹委員の方で、地元のルール  
を含めて指導をしていただければと思います。

(伊丹委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(10番委員)

申請人の話を聴いてみると、真面目でやる気が感じられる。サポートしてあげたいという気持ち

であります。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

27番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、27番は許可されました。

### 【受付番号28番】

(農地担当)

続きまして、28番も市外の方であります。

先ほどと同じ進め方で行いたいと思います。

それでは、富原の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては富原地区なんですけど、8番委員が欠席ということで、私が依頼を受けました。8番委員から調査の結果をいただいています。私も現地調査を行いましたので発表をさせていただきます。

富原●●●●番●は、●●●●●の東側になります。住宅に囲まれた一画になります。申請地の東側は所有者の妻が住んでいます。申請地西側は畑として利用されています。南側は東西に道路があります。地図では幅員が1メートル程度ありますが、現状は4メートルであります。現在は季節野菜が栽培されています。所有者の妻が耕作をされています。申請地北東角に●●●●番●の畑が存在しているが、調査時においてこれに接する部分については作付けをされていない。●●●●番●の畑以外には、周囲に農地はありません。申請地の栽培方法が他の農地に及ぼす影響は考えにくいと思います。

以上です。

(農地担当)

8番委員の代理ということで、9番委員に報告をしてもらいましたが、今回、申請人につきましては、現在、久代地区に農地を持たれています。平成23年に取得しています。その時も市外在住でありますので、総会に出席していただいてお話を伺っています。よって、久代の農地を所有していることから、9番委員から農地の状況を報告していただければと思います。

(9番委員)

久代の農地につきましては、平成23年に取得しておりますが、取得後にその農地は耕作されていません。現在は、50センチ程度の草が生えています。近所の方が困ることから、周囲の草刈り

をしている状況であります。

近所の方にも確認をしましたが、作付けをされていないということでもあります。

(農地担当)

9番委員から報告のありました久代の農地につきましては、今月の現地調査でも現地を確認していただいております。現地調査を実施した委員から何かありましたらお願いいたします。

(7番委員)

久代の農地ですが、先ほど9番委員の報告にもありましたようにセイタカアワダチソウが繁っていました。奥の一部に土が盛られている状態でありました。すぐに耕作できる状態ではありませんでした。

(14番委員)

現地は、一度も草刈りをされていない状態ですか。

(7番委員)

草刈りをしているように見えません。

(農地担当)

久代担当の推進委員であります浅野委員から、何かありましたらお願いいたします。

(浅野委員)

平成23年に取得されてから耕作していないように思われます。草刈りについて近所の人も困っているような状況であります。この農地の隣に茄子を作っていたのですが、そこへ虫が飛んできて茄子が栽培できないということで場所を変えて作っています。そのような状態ですので、管理が全くできていない。草刈りも行ってもらえないので周りの方も困っております。あまり賛成できません。

(農地担当)

平成23年7月の総会での議事録を見ますと、当時、水田を行うということで、機械については久代地区の知り合いから借用して耕作するという記録があります。しかし、現地は報告のあった状況であります。

(2番委員)

久代の農地は、何平米あるのですか。

(主査)

1千152平方メートルです。

(2番委員)

1反少しですね。

(主査)

倉敷に3千610平方メートルあります。

(農地担当)

推進委員の小西委員さん何かありましたら。

(小西委員)

私も今回取得する農地を8番委員と現地を調査しました。

周りは民家がありますが、その近くにブドウを栽培しています。久代の委員さんの説明をお聞きしますと、農地が荒れていて虫害もあるということなのですが、周りにブドウ、野菜を栽培されている方がかなりおられます。万が一、取得後に耕作放棄地になりますと大変なことになると思います。

(農地担当)

この後、申請人へ入室をしていただきますが、今回、取得する農地の利用目的、計画等を従来どおり聞くようになります。それと現在、所有している農地の利用状況等についてお聞きするようになろうと思います。

それでは、申請人へ入室をお願いいたします。

~~~~~ 【申請人 入室】 ~~~~~

(農地担当)

申請人の●●さんでしょうか。

(申請人)

はい。

(農地担当)

本日は、よろしく願いいたします。

私は農地担当をしております。

よろしく願いいたします。

まず、私から基本的ことをいくつかお尋ねさせていただきます。

その後、委員からの質問にお答えをしていただくようになります。

なお、この総会は、議事録作成のため録音していますので、ご了承のほどお願いいたします。

(申請人)

はい。

(農地担当)

倉敷市にお住まいなんですか、倉敷での営農状況を自己紹介を兼ねてお願いいたします。

(申請人)

豆、果樹です。

(農地担当)

現在の耕作面積が、4千7百平方メートルなんですか、豆、果樹ということですか。

(申請人)

はい。

(農地担当)

今回、富原地区の農地取得ということで申請されているのですが、取得する経緯、取得後の利用計画を教えてください。

(申請人)

イチジクかみかんを植えようかと思っています。

(農地担当)

現在、お住まいの所と離れているのですが、大変ではありませんか。

(申請人)

そのように思っ、果樹だったら田みたいに手がいらなかな。

(農地担当)

平成23年に久代の農地を取得されています。その農地の利用状況等を教えてください。

(申請人)

稲を作付けしてみたのですが、あまり出来も良くないんで、そこも果樹にしようと思っています。

(農地担当)

分かりました。

それでは、委員の方から質問等あればお願いをいたします。

(4番委員)

倉敷の農地が3千7百平方メートルですか、総社の農地が久代にあるんですか。

(申請人)

はい。

(4番委員)

倉敷では、どのような耕作をされているのですか。

(申請人)

先ほど話をしたように、野菜とか芋とか豆、果樹を植えています。

(4番委員)

作業は2人ですか。

(申請人)

2人になったり、4人になったり近所の人に手伝ってもらったりして。

(農地担当)

他にどなたか。

(11番委員)

機械は持たれているんですか。

(申請人)

あります。

(11番委員)

持って来れる状態ですか。

(申請人)

はい。

(10番委員)

久代の農地を平成23年7月に購入されて、米ができないというお話があったんですが、米は何回ほど作付けされましたか。

(申請人)

2回ぐらいだと思います。

水はけが良すぎるというのか、水を入れてもすぐ抜けるし、再々に水を見に行っていたんですが、結局、5俵ぐらい出来たかと思います。5俵だと除草代、薬代を考えると合わんから。

(10番委員)

1年限りですか。

(申請人)

1年だったと思う。

(10番委員)

倉敷の田畑では、豆、果樹、野菜なんですが、具体的に何を植えられているのですか。

(申請人)

今、言ったものです。

落花生、黒豆、玉ねぎ、柿、みかんとか。

(10番委員)

野菜は米作りと違って、果樹は楽なのですが、野菜は日々手入れをしておかないと雑草に負けてしまうので、大変だと思います。

(申請人)

芋などは、草などに負けないように育つから。

果樹を植えないといけないと思っています。

(10番委員)

私から思えば、ちょっと具体性に欠けるかなと思います。

●●さんが言われるのは、野菜全般、芋などの名前を挙げたような感じがするのですか、例えばキャベツを1反作付けしているんだと、豆を5畝ほど作っているんだというように、私としては発言して欲しい。

(申請人)

写真を提出していませんか。

(10番委員)

写真はいいんですが、農業はとても力が必要です。4反しようと思えば野菜なんか手がかかって大変だと思います。

(申請人)

ですから、野菜ではなくて果樹にしようと思っています。

(農地担当)

他にどなたか。

(小西委員)

農業経営としてやられるのではないんですね。

自家菜園とか自家で食べられるものを作られるということですか。

(申請人)

果樹が多いから、倉敷の農協へ。

(小西委員)

農協へも出荷されているんですか。

(申請人)

はい。

(小西委員)

果樹も確かに手はあまりかからないと思います。

土地の管理、草とか雑草がかなり生えやすい。それらの手入れは、週に2、3回来られてされるんですか。

(申請人)

それは、しないといけないと思っています。

(小西委員)

現在は、そのようなことをされているのですか。

(申請人)

伸びたら草を刈っています。

(小西委員)

はい。

(14番委員)

倉敷で果樹をされているということなんですが、果樹は具体的には何をされているのですか。

(申請人)

柿、みかん、イチジクとか。

(14番委員)

それを農協とか出荷されているのですか。

(申請人)

出荷したり近所に買ってもらったり。

(14番委員)

経営は大丈夫なんですか。

(申請人)

それだけでは食べていけません。

別に借家もあるから大丈夫です。

(2番委員)

果樹なんですけどイチジクとか柿とは、どれくらいの面積なんですか。

(申請人)

柿が2反ぐらいかと思います。

はっきりしたことが。

写真を提出しているんですが。

(2番委員)

久代の農地は雑草が生えているとの現地調査からの報告があるんですが、いかがなものかと。

(申請人)

周りの草を刈るのは刈っているんですが。

今、草刈りを頼んでいます。

(2番委員)

奥に土も入っているとのことなんですけど。

(申請人)

米を作ってもあれなんで、畑にして果樹を植えようかと思っています。

(2番委員)

そうすると今後の計画は、イチジクとか柿を主に考えておられるのですか。

(申請人)

はい。

(10番委員)

久代の件ですが、畑にする場合は許可を受けてしなければならないことは、ご承知ください。

(申請人)

それを聞いたから、どのようにすればいいのか。

帰りにでも聞こうと思います。

(10番委員)

私の思いは、国から土地を借りています。私の土地だからということではなくて。許可を受けてから畑にしなければならないと思います。それを先にすると違法になります。

(申請人)

だからストップしています。

(10番委員)

よろしくお願いします。

(農地担当)

久代の農地は、周りの草を刈られたということなのですが、全体的に繁茂しているように思われます。今後、久代の農地、取得予定の富原の農地も含めて、どの程度管理していただけるのか。周りで作付けされている関係もありますので、草が繁茂することのないように出来るものなのか。

(申請人)

最低でも年に2から3回は、刈らなければならないと思っています。

(農地担当)

他にありませんか。

(10番委員)

草刈は、年に2から3回ではおぼつかないと思います。

よろしくお願いいたします。

(申請人)

はい。

4回以上。

畑に申請するのは、申請からどれくらいの期間を要するのですか。

(主査)

その件は、後ほど事務局までお尋ねください。

(農地担当)

それでは、この後に慎重審議をしまして結論を出させていただければと思います。

本日は、ありがとうございました。

(申請人)

よろしくお願いいたします。

~~~~~ 【申請人 退室】 ~~~~~

(農地担当)

しばらく休憩に入ります。

【午後2時33分 から 午後2時55分まで 休憩】

(農地担当)

議事を再開いたします。

申請人からお話を伺いましたが、現在、申請人が所有している久代地内の農地の利用状況等を含めまして、判断していければと思います。

以前、久代の農地を取得した時に、総会へお呼びしてお話を伺っています。

その時の議事録に、年に2、3回の草刈りをして周辺に迷惑がかからないようにするとの発言をしております。しかし、久代の農地は、そのことが履行されていないことが見受けられます。また、地元委員からの発言にもありますように、周辺への営農へも迷惑もあります。それらを踏まえて意見等をお願いしたいと思います。

(2番委員)

耕作をしていないこと。アワダチソウが茂っていることなので当時の周辺へ迷惑をかけないことの約束が守られていないことから、今後の状況を見てから判断してもいいと思います。

(11番委員)

先ほど、申請人からも発言がありましたが、年に3回から4回の草刈りを行うと言われていたので、その履行を確認してからでもいいのではないかと思います。

(農地担当)

各委員からの発言にもありましたが、周辺への影響を心配されていることもありますので、今回、申請を不許可として、久代の営農状況をお願いしてもいいのかなと思います。

他に意見がなければ、採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、28番、富原の件を不許可とすることよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、28番は不許可とされました。

#### 【受付番号29番】

(農地担当)

続きまして、29番、地頭片山の件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(14番委員)

推進委員は風早委員なんですが、風早委員からすべて聞き取りをいたしておりますので、報告をさせていただきます。

この土地に関しましては、渡し人は岡山市に住んでおられます。数年前まで野菜作りをされておりました。しかし、体調を崩されて耕作が出来なくなったことから流動化をしていました。今回、受け人の方と話がまとまったようであります。

受け人については家から近く、●●●●へ勤められております。農業もされておられます。今回の申請に関しては、問題ないという話を伺っております。私もそのように思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

29番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、29番は許可されました。

#### 【受付番号26番】

(農地担当)

続きまして、26番、井尻野の件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(3番委員)

この農地は市街化にあります。今回、3条の賃貸借の申請がありまして、従前から小作をされておりました。今回、法律に基づいて手続きをされるということでもあります。現場を確認しましたところ、キャベツが作付けされておりました。地元としては何ら変わることもありません。受け人も野菜農家として、きちんと営農されておりますので何ら問題ないと考えています。

よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、26番は許可されました。

以上で議案第50号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第51号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第51号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

(主査)

**【議案第51号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号9番，53番】**

(農地担当)

それでは、6ページの9番と9ページの53番の案件は、それぞれ関係がありますので一括して審議いたします。

久米の案件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員)

11月6日に、会長、8番委員、私、農地最適化推進委員さん2名と事務局で現地調査を行いましたので報告をさせていただきます。

この土地につきまして現地は稲刈りがされた後で、きれいに整備されていました。

第5条の宅地になった後も東側は田であります。西側は市道がありまして宅地であります。南側は県道であります。北は宅地であります。転用したのですが、第4条につきましては問題ないと思います。第5条につきましても影響ないものと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

9ページに第5条の申請がされていますが、6ページ9番の申請人の子供であります。今回、子供さんが家を建てたいということで、第4条の申請になっています。この宅地の建設予定地に隣接

することで、現地調査の報告にもありましたが、市道が狭いので拡幅と兼ねて市へ寄付をするということでもあります。寄付については、市の地域応援課と協議済であります。

土地の周囲につきましても、現地調査の報告のとおりであります。申請人の農地が東側にありまして、後は県道と市道がそれぞれ接しております。周囲の農業者への影響を与えることはないと考えております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

久米地区の案件でありますので、農地利用最適化推進委員であります伊丹委員から何かありましたらお願いいたします。

(伊丹委員)

●●さんの土地ですが、申請地の西側の道路が昔ながらの細い道であります。拡幅するためのものであり地元としても結構なことでもあります。また、この東側を息子が宅地開発する用地になっています。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

次に、農業会議への諮問についてですが、いかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6ページ9番、9ページ53番の案件を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号10番】

(農地担当)

続きまして、10番、奥坂の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員)

現地は畑で雑草が生えているような状況であります。

東は宅地でありました。西は畑、南も畑、北も畑であります。東西南北とも申請人の所有地であります。周辺への影響はないものと思われました。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請人は、以前に第3条の申請で、●●から奥坂に農地を購入して米作りをしています。

今回の申請は、前回の申請時に建てた家が狭くて便利が悪いということで、その住居の隣の畑ですが、現地調査で報告のありましたように、その畑に新たな住居を建てるための申請になっています。この畑の周囲は、すべて申請人の所有地になっていること等から、周囲の農業者へ影響はないものと思っています。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

次に、農業会議への諮問についてですが、いかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

10番を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10番は許可されました。

以上で、議案第51号の審議はすべて終了いたしました。

### 【議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第52号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

### 【受付番号54番】

(農地担当)

それでは、8ページの54番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員)

この土地につきましては、すでに駐車場として使用されておりました。東は山林、西と南は駐車場として使用されております。北は●●●●●になっておりました。周辺農地への影響はないものと思われま。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

現地調査の報告のとおり、駐車場になります。この部分が畑として残っていたということで、今回の申請になったものであります。

申請地は、東側は山林、西と南は露天駐車場、北側は●●になっています。周囲に農地もないことから、営農等への影響はないものと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

昭和58年に隣接する雑種地と一緒に農地とは知らずに造成し駐車場として利用していたものがあります。今回、始末書と一緒に提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(2番委員)

これは、個人の名義であって、法人の名義になっていなかったということですか。

(1番委員)

畑として残っていたものです。

(主査)

畑として残っていたこと。また、個人名義として残っていたことの両方になります。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、54番は許可されました。

#### 【受付番号52番】

(農地担当)

続きまして、52番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員)

この土地につきましては、一部駐車場として使用されていました。耕作はされておられません。

東は道路、西側は宅地、南は道路、北は宅地になっています。

転用した場合の影響はないように思われました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

給水が不便なため田として使いにくいということで、畑としたようですけど、現地調査のとおり駐車場に近い状態です。

周辺の農地への影響は、殆どないようであります。

審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、52番は許可されました。

以上で、議案第52号の審議はすべて終了いたしました。

## 【議案第53号 総社市所有公共財産の用途廃止申請の伴う意見について】

(農地担当)

議案第53号、総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見についてを議題とします。  
事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第53号 総社市所有公共財産の用途廃止申請の伴う意見について朗読】

(農地担当)

中原地内の用途廃止申請であります。  
現地の確認委員として、5番委員に調査をしていただいておりますので報告をお願いいたします。

(5番委員)

当該道についてですが、申請者が申請地の東西の田を含めて病院施設として利用する予定であります。現地確認しましたところ営農上支障はないと判断をするものであります。  
以上であります。

(農地担当)

5番委員からの説明のとおり、道を用途廃止しましても周辺への営農に支障がないとのことです。  
この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、中原の用途廃止の件については、農業委員会の意見として周辺への営農に支障がないということで意見を返します。  
よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

#### 【議案第54号 農地利用集積計画案について】

(農地担当)

議案第54号、農用地利用集積計画案について議題とします。  
事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第54号 農地利用集積計画案について朗読】

(農地担当)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会へ意見を求められたものであります。今回は、農地中間管理機構であります岡山県農林漁業担い手育成財団との利用権の設定であります。

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4番委員)

賃借料作物欄に記載されていることは、一般的なものなのですか。

(主査)

それぞれになろうかと思えます。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会へ意見を求められていますが、意見について問題なしということによろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

問題なしと回答させていただきます。

### **【報告第33号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に報告事項に入ります。

報告第33号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第33号 報告書について朗読】**

### **【報告第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第34号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第34号 報告書について朗読】

### 【報告第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第35号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第35号 報告書について朗読】

### 【報告事項】

(農地担当)

24ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。本日の許可件数は、第3条関係が3件、不許可が1件、第4条関係が2件、第5条関係が3件でありました。また、総社市所有公共財産の用途廃止申請の伴う意見について、農地利用集積計画案について、それぞれ回答いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了しました。

#### 【日程第4 その他】

(会長)

それでは、日程第4、その他に入ります。

委員の皆様から、何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【現地調査日時等について報告】

【総会日時等について報告】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さんご苦労様です。

農作業については、殆どの人が一段落しているものと思います。私は稲刈りもまだ残っています。

麦の作付け、大豆の刈り取りなど12月の後半までであろうかと思えます。

本日は、どうもご苦労様でした。

**閉会 午後3時31分**